

「水上バイク航行の適正化(和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の改正(案))の概要」

1 改正の背景

和歌山県では、プレジャーボートの係留箇所の確保と併せ、「放置等禁止区域」を設定することにより、プレジャーボートによる津波や河川の流水被害の防止を図るため、平成20年4月に「和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」を施行しました。

この条例では、「県の責務」及び「所有者と事業者の責務」並びに「放置行為の禁止」及び「プレジャーボートへの立入調査」を規定し、他の法令と併せて、プレジャーボートの移動命令及び行政代執行による強制撤去を行い、係留施設への移動を図る取り組みを実施し、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に取り組んできました。

しかしながら、県内の公共水域では、水上バイクが高速で遊泳者の付近を走行することにより、海水浴客やダイビング、サーフィン等のレジャー利用者だけでなく、漁業従事者等の関係者(以下「遊泳者等」という。)に危険が迫り、大きな事故が発生することが懸念されています。

また、航行に伴う波等が発生することにより、施設等に被害が出るとの声もあります。

他に、近隣府県の公共海域においても、令和3年の統計では、過去3ヶ年で最も多い事故件数が発生しており、県内の公共水域においても、水上バイクの適正な航行に取り組まなければ、遊泳者等との事故件数が増加する可能性が高くなっています。

県では、これらの実情を踏まえ、水上バイクの公共水域の適正な航行利用を図るため、次のとおり、当該条例の一部を改正します。

2 条例改正(案)骨子

【条例改正(案)】

(1) 航行禁止区域の指定

- ・ 遊泳者等の安全性確保や財産の保護の観点から、市町村の意見を聴取したうえで、水上バイクの航行を禁止する区域を指定
- ・ 区域指定の際には、予め周知し意見を聴取

(2) 水上バイクの操船者及び所有者の責任の明確化

- ・ 操船者は禁止区域内での航行禁止及び区域外での安全に航行する責務
- ・ 所有者は操船者に対して法令を遵守させる責務

(3) 航行禁止区域を航行した場合の措置

- ・ 航行の停止及び区域外への移動命令
- ・ 命令に従わない場合、その事実の公表及び過料の請求
- ・ 監督員を任命し、停止及び移動命令の権限を委譲

(4) 発着場の認定

- ・ 水上バイクの健全な活動を促進させるため、優良発着場を認定

3 改正予定時期

令和4年6月県議会定例会に条例改正議案を提出予定

4 条例施行時期

一定の周知期間を設けて施行する予定